

ミャンマーにおける国際労働移動の実態と課題

江橋正彦（明治学院大学名誉教授）

1990年代後半以降、ミャンマー人労働者の海外移民が急増、とりわけタイ、マレーシアへの移民が目立った。タイには現在、約300万人のミャンマー人が滞留、マレーシア、シンガポールなどその他の国々を含めると、ミャンマーの人口の約10%の約500万人ものミャンマー人労働者が海外で働いているとの見方が一般的だ。

にもかかわらず、ミャンマーの労働力の国際移動や国内での労働移動をマクロ的に把握し、一枚の図を描くことはほとんど不可能に近い。そもそも、ミャンマーの労働統計はもちろん、人口統計すら全くと言っていいほど未整備だからだ。人口センサスは、1983年に行われたのが最後だったが、今年、2014年3月30日～4月12日に国連人口基金（United Nations Population Fund: UNPF）、英国、オーストラリアなどの援助を受けて約58億円をかけて31年ぶりに実施された。

1983年の調査では、ミャンマーの当時の人口は3,544万人であった。ミャンマー政府が発表するその後の人口は、83年の人口に人口増加率（推定）を掛けて毎年の人口を推定しているが、ミャンマー政府の人口増加率推定は過去の趨勢をもとに推定しており、かなり多めの人口になっている可能性が高い。ちなみに、ミャンマー政府の2011年の推定人口は6,062万人（中央統計局推定）で、他方、世界銀行の推定は同年に5,280万人とミャンマー政府推定よりも782万人（約15%）少ない。

今回の国勢調査は、住所、年齢、教育、職業、家族構成、労働力、海外在住の家族、移住、出生率・死亡率、電気、水道、燃料、トイレなど41項目にわたる。その暫定的な結果は、ミャンマーの人口総数、男女別人口、州・管区別、地区別、群区別の人口が今年8月末に計画通り公表される予定だ。また、主なセンサスデータの多くは2015年の第1四半期に公表される。民族、

職業及び産業別の人口を含む残りのデータは、集計と分析に時間がかかるのでもう少し後になると言われている。この調査結果が得られれば、初めて、ミャンマーの労働力や海外出稼ぎの実態がマクロ的に把握できることになる。

このような決定的なデータの欠如の中で、筆者が可能なのは、過去の限られた文献と断片情報からミャンマーにおける労働力の国際移動のラフな鳥瞰図を描き、今後の課題を指摘するにとどまらざるを得ない。幸い、国際移動に関しては、タイへのミャンマー人移民労働者に関する文献が比較的豊富である。これらの文献からミャンマーのタイへの労働移動の実態と課題についてふれたうえで、海外移民のミャンマー経済へのインパクトについて考えてみたい。

第1節 ミャンマーの海外移民の実情

1、ミャンマーの移民労働者の規模

表 1-1 に移民先国側のデータからみたミャンマーの実際の推定移民人口を示した。主な移民先はタイ、マレーシア、シンガポール、日本、韓国などの近隣アジア諸国に集中している。とりわけ、隣国のタイにその大半が集中している。

移民の人数に大きな幅があるのは、非正規（非合法または非公式）移民が相当数に上り、その実態を把握できないためである。非正規の移民が多い理由は、主として受け入れ側の原因による。例えば、タイは過去 20 年間もタイの労働者の一部としてミャンマー人労働者に依存してきたにもかかわらず、ミャンマー人の合法的入国を制限してきたことがその背景にある。

ミャンマーからの移民が多い理由は、雇用機会やまともな生活を維持できる十分な収入の欠如によるところが大きい。過去には政治的・民族的紛争などが背景にあった。このほか、シンガポールへの移民に見られるように、最近は、より高い収入やスキルアップを求めての熟練・半熟練労働者の移民も散見さ

れる。

表1-1 ミャンマー人移民労働者の主要居住先別人口

居住国	実際の推定移民人口	備考・出所
タイ	250～300万人	2012年3月タイでの公式登録は145万人
インド	na	
米国	100,200	2010 US Census
パキスタン	200,000	ほとんどが Rohingya
オーストラリア	12,386	2006 Australia Census
英国	9,924	2001 UK Census
日本	1.5～2万人	2012年12月 日本での公式登録は8,577人
シンガポール	10～20万人	
マレーシア	30～50万人	2012年3月マレーシアでの公式登録は25万人
バングラデシュ	2万～10万人	
韓国	1万～1.5万人	2012年3月公式登録は6,309人
合計(その他を含む)	400～500万人	

出所) Andy Hall, "Myanmar and Migrant Workers", May 2012などから筆者推定。

2、ミャンマーからのタイへの移民

(1) タイの労働力不足が周辺国の労働者を吸引

ミャンマーからのタイへの不法移民がみられるようになったのは、1980年代末からのことである。1980年代後半、とりわけ1986年9月のプラザ合意以降、タイへの外国投資流入が加速し、タイの工業化を加速した。タイの高度成長は通貨危機に陥った1997年まで約11年間にもわたった。このタイの目覚ましい経済発展が深刻な労働力不足を招き、ミャンマー人労働力を引き寄せた。

当初は、泰緬国境付近に住むカレン、シャン、モンなどの少数民族が労働力の主な供給源であった。ミャンマー政府は、「ミャンマー移民法（緊急規定）1947」を厳しく適用、旅券なしでの出入国を禁止し、旅券の発給も厳しく管理したため、タイへの移民の道はほとんど閉ざされていた。しかし、タイとミャンマーとの国境はルーズで多くの抜け道があり、とりわけ、カレン、シャン、モンなどの村では、タイ側に同じ民族の親類や家族が住んでい

ることもあり、不法に日常的にタイとの間を行き来していた。

このため、当初は、不法移民は国境地帯に住む少数民族が中心であった。しかし、1992年にタイ政府がミャンマーとの国境地域の特定業種に限って不法移民の就労を認める登録制度を開始して以来、ミャンマーからの労働力流入は次第にタイの中心部に及び、対象業種もさらに拡大の一途をたどった。

通貨危機でいったんは落ち込んだタイ経済もまもなく復活し、それとともに、1990年代の終わりからタイの労働力不足がより深刻となった。タイ政府の CLM 諸国（カンボジア、ラオスおよびミャンマー）からの労働者に対する政策変化に加え、ミャンマー政府も 1999 年から海外就労関連法を制定し、海外就労あっせん業を認可制とするなど、海外出稼ぎをむしろ奨励するようになり、タイへのミャンマー人出稼ぎが大きく増加した。

（2）タイの移民受け入れ政策の推移

タイの入国管理政策は、「1978年外国雇用法」および「1979年入国管理法」の2つの法律をガイドラインとしている。「1979年入国管理法」は、ビザなしで入国あるいは入国管理法に抵触する行為をした移民は国外追放およびその他の制裁を科すと規定。「1978年外国雇用法」はタイで働く外国人は労働許可を得たうえで、該当する省庁が法律で規定する活動のみに従事できると規定している。この2つの法律のもとで、大量の外国人労働者がタイで雇用されるのはあり得ないことであった。

しかしながら、急速な経済成長を背景に、とりわけ単純労働の未熟練労働者への需要が拡大、すでに大量の不法移民労働者が事実上流入していた現実と国際社会からの圧力に直面し、タイ政府は不法移民の登録とそれへの労働許可の発給を認める新しい移民政策を 1992 年に打ち出すこととな

った。タイ政府は、まず、ミャンマーとの国境地域 10 県における特定業種に限って不法移民の就労を認める登録制度を開始し、その後、CLM 諸国から入国した不法入国者に対し、段階的に就労対象業種とその対象地域を広げていった。

タイ政府は 2004 年、タクシン政権のもとで、すべての CLM 諸国からの不法入国者に暫定移民 ID カードを与える制度を設け、未登録の労働者に新たに登録の機会を与えるという画期的な試みが始まった。しかし、この登録制度は、不法移民労働者に合法的に登録させ、1 年間（毎年更新可能）労働者として働くことを認めたもので、登録した労働者は、合法的に労働をする許可を得たにもかかわらず、最初の入国が不法入国だったゆえ、常に“非法”と言うステイタスがついて回り、広範な移動の自由の規制の適用や様々な社会的保護の移民労働者への適用除外などの目にあっていた。

外国人労働者の人権問題に対する内外の批判の高まりを受け、タイ政府は、移民労働者の完全合法化のために、現在有効なパスポートを持たない移民労働者の相手国政府による国籍認定と暫定パスポートの発給が不可欠となった。2009 年 7 月、ミャンマー人移民労働者に対するこの国籍確認の手続きが開始されることとなった。この国籍確認の手続きを 1 度行うと、2 年間合法的にタイで仕事ができ、さらにタイ国内において 2 年間の延長を申請できることで、最長で 4 年の勤続就労が可能となる。その後、出身国へ戻り「3 年間の休息期間」を置けば、再度タイで合法的に就労する手続きをとることができるというものであった。

ミャンマー政府は「タイ 4 年、ミャンマー 3 年」という条件が現実的でないと、タイ政府と再交渉の結果、2013 年 9 月 1 日締結された新協定で、暫定旅券を持ったミャンマー人移民労働者はタイで 4 年間働いたのち、ミャンマーに 1 か月滞在すればタイに再入国できると改められた。

2014年5月22日にクーデターで誕生した軍事政権、平和秩序国家評議会(NCPO)のプラユット議長は、国内の雇用主に外国人労働者の登録を要求したほか、人身売買や不法移民に関与した当局者を処罰すると警告した。このため、軍事政権が移民を逮捕するとのうわさが広がり、カンボジア人など大量の外国人移民労働者が出国した。このため、NCPOは、噂を否定するとともに、新しい労働者登録制度を打ち出した。タイとミャンマーの2国間プログラムのもとで発行された2か月の登録カード(暫定住民票TR.38/1)で、2か月以内の申請により、労働者が暫定旅券と労働許可をもらえることになり、登録カードを求めてミャンマーから労働者が再びタイに押しかけているという。

(3) タイへのミャンマー人移民の実態

タイ労働省のデータによると、2012年現在、タイにおけるミャンマー人移民は表2-1のとおり、不法労働者のうちタイ政府の移民登録プログラムに応じて登録したが、国籍認定を受けていない者が56万7161人、国籍認定を受け合法化された者が58万4702名、その他合計で118万6805名となっている。

このほか、タイ政府の移民登録プログラムに応じていない未登録の不法移民が約100万人強と推定されており、合わせて300万人近くに上るとみられている。

表2-1、タイにおけるミャンマー人移民労働者の登録と国籍認定状況(2010~2012)				
				単位:人
	ID・労働許可	2010	2011	2012
公式のリクルートを通じた移民	2年の旅券	4,611	8,160	33,697
国籍認定を完成した者	2年の旅券	122,751	395,848	584,702
暫定登録者	1年の暫定旅券	812,984	905,573	567,161
一般熟練労働者	契約	1,315	1,250	1,245
合計		941,691	1,310,831	1,186,805
出所) Premjai Vungsiriphisal, The socio-economic of Myanmar migrant in Thailand and contribution to development in Myanmar, February 11, 2013				

表 2-2 は、タイにおけるミャンマー人移民登録者の 2009 年 12 月現在の職業別内訳を示したものである。ミャンマー人労働者は主に農業、建設、水産加工、家事労働などに従事しており、女性の場合は、家事労働が全体の 19.7%を占めて最も多く、次いで水産加工、農業、建設、縫製の順となっている。いずれも、単純労働で 3D(危険、汚い、困難)と言われる職種が多くで、タイ人がつきたがらない仕事とされている。なお、この表は登録・労働許可を得たミャンマー人移民労働者のみを扱っているが、登録をしていない約 100 万人強の労働者を考慮に入れると、かなり様相が変わってくる可能性がある。たとえば、表では漁業労働者は 3.7%しか占めていないが、漁船労働者の大半は船上にいて、登録・労働許可のプロセスを経ずに全く不法で就労しているため、実際はもっと大きなシェアを占めていると考えられる。

表2-2、タイにおけるミャンマー人移民労働者数(職種別内訳)
(2009年12月現在)

	合計	%	男	女	%
合計	1,078,767	100.0	591,370	487,397	100.0
漁業	39,809	3.7	34,496	5,313	1.1
水産加工	129,773	12.0	60,477	69,296	14.2
農業	179,583	16.6	110,441	69,142	14.2
建設	175,136	16.2	112,204	62,932	12.9
農産加工	54,993	5.1	35,408	19,585	4.0
食肉加工	7,618	0.7	4,877	2,741	0.6
リサイクル業	9,597	0.9	6,007	3,590	0.7
鉱業・採石	1,747	0.2	1,210	537	0.1
金属販売	9,370	0.9	6,617	2,753	0.6
食品販売	36,668	3.4	19,378	17,290	3.5
土壌ビジネス	4,868	0.5	2,871	1,997	0.4
建築資材	9,142	0.8	6,337	2,805	0.6
石材加工	3,051	0.3	2,021	1,030	0.2
縫製	41,641	3.9	16,993	24,648	5.1
プラスチック業	12,940	1.2	8,064	4,876	1.0
紙業	2,031	0.2	1,256	775	0.2
電気製品	2,101	0.2	1,358	743	0.2
運輸	6,493	0.6	4,431	2,062	0.4
貿易	30,471	2.8	18,604	11,867	2.4
車修理・サービス	3,979	0.4	2,839	1,140	0.2
燃料・ガス	2,381	0.2	1,554	827	0.2
教育・財団	734	0.1	320	414	0.1
家事労働	101,945	9.5	16,977	84,968	17.4
その他	212,696	19.7	116,630	96,066	19.7

出所: Thailand Migration Report 2011, IOM Bangkok

タイにおけるミャンマー人移民労働者の生活はかなり厳しい。劣悪な住宅、お粗末な作業環境、タイの社会での差別と搾取などである。不法滞在ゆえに、旅券やIDなど必要な文書を持たないため、まともな保健・社会サービスにアクセスすることが困難で、労働者の基本的権利を享受することはほとんど期待できない。最悪の場合、ミャンマー人移民は人身売買、強制労働、暴力、性的搾取などの犠牲者となることもある。とりわけ、漁業で働くミャンマー人漁業労働者への虐待、「奴隷労働」などがニュースになることも多い。

(4) タイにおけるミャンマー人移民労働者の詳細（アンケート分析から）

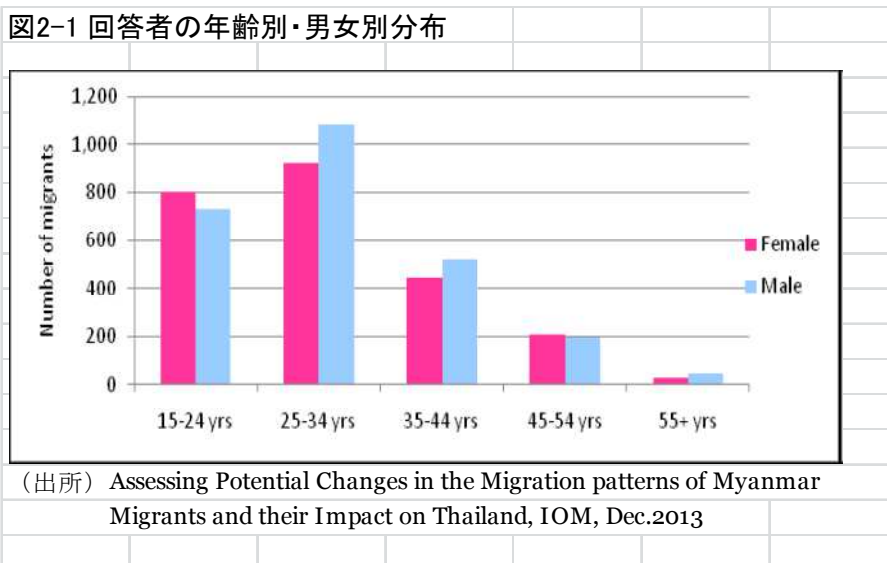
国際移住機関（IOM）は、2013年12月に、タイにおけるミャンマー人移民に関する広範な調査結果（IOM, 2013）を発表した。その調査のサンプル数は5027で、タイ全土におよぶ。この報告書によると、タイへのミャンマー人移民労働者は、約260万人と推定され、ミャンマーの出身地別内訳は表2-3のとおりで、モン州、カイン州、シャン州などタイとの国境の州や管区からの移民が全体の76.5%を占めている。

表2-3. タイへのミャンマー人移民労働者の出身地別内訳

州・管区(地域)	推定人数
モン州	689,954
タニダーリ管区	399,801
カイン州	378,078
シャン州(南)	359,459
バゴ管区(東)	214,124
シャン州(北)	102,407
ヤンゴン管区	86,374
エーヤワディ管区	81,719
マンダレー管区	55,341
ラカイン州	42,411
シャン州(東)	33,101
バゴ管区(西)	31,032
マグウェー管区	23,274
カチン州	16,033
サガイン管区	11,379
チン州	8,275
カヤー州	2,039
合計	2,600,000
出所) Assessing Potential Changes in the Migration patterns of Myanmar Migrants and their Impact on Thailand, IOM, Dec.2013	

民族別では、バマー（ミャンマー）人が43.5%で最も多く、次いでシャン人が18.3%、モン人15.1%、カイン人12.5%などとなっている。

回答者5027人のうち、女性が48.2%、男子が51.6%（0.2%が未回答）を占めた。年齢層別の分布は図2-1のとおりで、34歳以下の若年層が大半を占める。



移民労働者のタイに来る前の仕事は、自営業が 40.2%、賃金労働者が 38.8%、失業中が 21.0%となっている。回答者のうち、59.8%がミャンマーでの暮らしはまずまずだったと答え、大変厳しかったと答えたのが 23.9%だった。教育水準については、約 8 割近くが 9 年生（中学生）以下の教育しか受けていない。タイに移住した理由について、回答者の 74.9%が経済的な理由、個人的理由が 13.4%、安全のために 7%を占めた。

タイへの移民労働者の 64.6%が旅券や労働許可などすべての必要書類を持っており、18.3%が暫定書類のみ、全く書類を持っていない者が 12.7% などとなっている。農業、畜産業、漁業、建設業の分野では、必要書類を持っていない者が多い。また、回答者の 41.3%がタイに住んで 4 年以内と答え、5～9 年が 31.9%で、10 年以上の長期滞在は約 26%に過ぎない。

タイでの移民労働者の所得は、約 70%が最低賃金の 1 日 300 バーツ（約 960 円）以上を得ているが、概して女性のほうが男性よりも少ない。また、必要文書が整っている者の所得は、そうでない者よりも概して所得が多い。

泰緬国境の県での待遇や労働条件は、それ以外の県よりも概して条件が悪い。たとえば、ターク県では、回答者の 91.5%が最低賃金以下の給与しか得

ておらず、その約半分は最低賃金の半分以下しか受け取っていない。

タイへの移民労働者の年間平均送金額は 962 ドル（約 10 万円）、中間値は 781 ドルで、シャン州出身者の送金はこれを下回っている。ミャンマー全体では、タイからの送金額は年間 17 億ドルと推定され（表 2-4）、うち 14 億ドルは、モン州、シャン州、カイン州およびタニンダーリ管区というタイの国境地域に向けられている。しかも、全体の送金額の 83% が非公式のチャンネルで送金されているとみられている。

州・管区	(単位:米ドル)			送金額合計
	送金者の平均額	送金者の中間値	非送金者(%)	
モン州	1,185	938	24	588,953,193
シャン州	545	313	22	197,668,444
タニンダーリ管区	973	938	31	265,578,726
カイン州	1,134	938	18	328,152,346
バゴ管区	824	625	29	133,694,687
ヤンゴン管区	1,019	938	30	87,017,505
その他	987	875	27	139,228,494
合計	962	781	25	1,740,293,396
出所)表2-2に同じ				

送金の使途を ILO プロジェクトのペーパー（2009）で見ると、母国での送金の受取人は圧倒的に両親であり、使途は以下の通り日々の生活費、保健費、教育費が中心を占めている。所得向上のための投資活動にはほとんどお金が回っていないのが実情である。

送金の使用目的	計			
	計	ラオス	ミャンマー	カンボジア
日々の生活費	84.8	84.6	88.3	81.5
保健	52.5	43.6	65.8	47.9
家庭用品	46.6	55.6	19.2	65.6
教育	45.2	51.3	45.0	39.5
住宅	36.0	54.7	24.2	29.4
所得向上活動	30.1	35.9	22.5	31.9
慈善活動	4.8	0.0	6.7	7.6
債務返済	4.5	1.7	6.7	5.0
子供のための費用	1.7	0.9	2.5	1.7
貯蓄	0.8	0.0	1.7	0.8
その他	4.8	1.7	3.3	9.2
サンプル数	356	117	120	119

出所) ILO Project、Aree Jampaklay, Sirinan Kittisuksathit、 “Migrant Workers’ Remittances :Cambodia, Lao PDR and Myanmar”, Population and Social Research Mahidol University Thailand, 2009.

第2節 ミャンマーの移民支援政策の推移

ミャンマー政府は、長い間、海外への移民に関心を持たず包括的な移民政策や移民を統括する組織も持たなかった。過去、労働省雇用訓練局がミャンマー人労働者の政府間協定に基づく海外派遣を担い、移民は外務省の担当だった。マレーシア、シンガポール、韓国などからの労働者派遣の要請にこたえる形で、ミャンマー政府は1990年から労働省によるミャンマー人の海外就労支援を開始し、1999年には海外雇用あっせん法を制定して海外就労あっせん業を認可制とするが、あくまで、政府間協定に基づく正規の移民が対象であり、一般の労働者はもっぱら、民間のリクルートエージェントを通じたり縁故を頼ったりして海外に出稼ぎに出た。

タイにおいて、ミャンマー人不法移民労働者が厳しい条件におかれていることを知りながら、ミャンマー政府はタイにおけるミャンマー人の人権を守るための何らの方策もとることはなく、また、労働者による送金や帰国した

海外労働者を自国経済に活用するなどの政策を持つことはなかった。

2003年6月、タイとの間でタイにおけるミャンマー人不法移民労働者を登録と国籍認定プロセスによって合法化するための覚書に調印するが、これはあくまでも、タイ側の働きかけによるもので、しかも、ミャンマー政府は国籍認定を受けた大量のミャンマー人労働者が4年のタイ滞在を終えた後3年もミャンマーに戻るというスキームは現実的ではないと実施を渋り、結局、2009年7月まで6年間も実施を見合わせた。

2009年は、ミャンマー軍事政権が対米接近を始めた年であるが、ミャンマー政府の移民政策も同様に転換の年であったと言えよう。すでに述べたように、ミャンマー政府は2009年以来、登録したミャンマー人移民がタイで国籍認定プロセスを経て合法化するプロセスを進めることを保証した。2010年には、ミャンマーにおける移民の責任官庁は外務省から労働省にシフトした。それとともに、2010年以降、ミャンマーはタイ政府の政策当局に対し、旅券なしにタイで働く労働者に改めて新規の登録を認めるようロビー活動をするようになった。

さらに、2010年7月には、ミャンマーはタイの南部ラノーンに最初のNV(国籍認定)センターを開設した。モンスーンシーズンに国籍認定のために、コータウンまで海を越えてくるリスクに配慮したためと言われたが、モンスーンシーズンが終わってもセンターはそのまま残った。

2011年3月末に誕生したテイン・セイン政権下で、タイにいるミャンマー人労働者を支援する措置がさらに追加されることになる。2011年7月、ミャンマー政府は、タイで働くミャンマー人労働者向け暫定旅券の有効期限を3年から6年へ延長することを発表、2012年1月から6年有効の新しいNV旅券を労働者に発行し始めた。それとともに、既存の3か所（タチレク、ミ

ヤワディ、コータウン)に加え、タイに新しく5つのNV認定センター(バンコク、チェンマイ、サムサコーン、サンプラカーン、スラトタニ)をオープンし、NVセンターのコストを削減しスピードアップを図った。

さらに、2011年中に、ミャンマーの銀行が移民の送金に便宜を図れるように、マレーシア、シンガポール、タイに支店を開く許可が出た。マレーシアおよびミャンマーの銀行の最初の協定は2012年3月に調印された。

2012年1月には、移民に対する2重課税(出先国で給与所得の10%を大使館に支払うほか、送金を受けた家族にも課税)が廃止された。

なお、ミャンマーは、ASEAN首脳会議の議長として、移民労働者の権利の保護と一層の促進に関するASEAN憲章を2014年に採択する議論をリードし、その実現を目指す方針だと伝えられている。

このように、ミャンマー政府は、テイン・セイン政権のもとで、これまでないがしろにされていたミャンマー人移民労働者の保護に向けて一気に動き出した感がある。

第3節 海外移民のミャンマーへのインパクト

1、移民のベネフィット

ミャンマーのような発展の遅れた発展途上国にとって、移民のベネフィットは一般に、送り出し国に、1)送金による留守家族の所得の増加、2)送金による外貨収入、3)失業の緩和をもたらす。送金が消費ではなく、生産活動への投資や貯蓄に向けられれば、投資の相乗効果が期待でき、送り出し国の経済発展により大きな効果をもたらす。また、出稼ぎによって出先国で学んだ技術やノウハウ・知識を移民労働者が本国に持ち帰り、それを本国で活用できれば、これも大きなベネフィットになる。

しかし、ミャンマーのタイへの出稼ぎの場合、これらのベネフィットは比較的小さい。多くのミャンマー人移民の法的ステイタスが不安定なため、ミ

カンマ一人労働者の収入は搾取されやすく、実際の所得はどうしても低くなりがちである。タイでは、現在、最低賃金が1日300バーツだが、カンマ一人労働者の平均は約240バーツと2割が安い。したがって、所得増加のインパクトは小さめにならざるを得ない。外貨収入に至っては、これまでほとんど貢献していない。送金がほとんどすべて Hundi という非公式の送金チャネルによっているため（タイバーツで送金を依頼すると、カンマの留守家族がチャットで受け取る方式のため）外貨は本国には流れない。

送金が投資や貯蓄に向かうかという点について言うと、すでにみたように、タイへのカンマ一人移民の送金のほとんどが日常の生活費の補てんに充てられており、貯蓄や投資に回る部分がきわめて少ない。また、タイへの出稼ぎ労働者の大半が単純労働の未熟練労働者であるため、タイで学ぶ技術やノウハウはどちらかと言うと、マイナーなものに過ぎない。しかし、タイでの約300万人の雇用は、カンマにおける広範な失業の緩和と言う意味では効果は極めて大きい。

いずれにしても、カンマ政府はカンマ一人移民から期待できるベネフィットを極大化する政策を採用することが重要である。まず、タイやマレーシアに不正規な形で出ている移民労働者を正規の形で、しかも低コストで送り出すことが重要である。また、銀行送金の利便性を高め、コストを下げることによって非公式の送金チャネルへの依存を減らすことである。移民労働者の所得への課税はようやく廃止されたが、むしろ、出稼ぎ送金や帰国労働者のインセンティブを高める一種の優遇策も積極的に検討すべきである。

2、移民のコスト

移民のコストは、一般に、出稼ぎ労働者の出発前および渡航中のコスト、出先国での滞在中のコストと帰国の際のコストが第1にあげられる。2つ

目のコストは「頭脳流出」である。

まず、「頭脳流出」について言えば、医師、看護師、放射線技師などの医療関係技術者、機械などのエンジニア、IT技術者などがミャンマーから米国、英国、シンガポールなど世界中に流出しているため、ミャンマーにおいて、これらの人材が払底している。このため、例えば、外国の病院がミャンマーに進出する際、これらの医療関係技術者の確保が容易なことではない。製造業の分野においても、ITの分野においてもそれは同様で、外資系企業だけでなく、ミャンマーの現地企業も同様の人材不足に頭を悩ませている。政府は、これらの不足している人材の供給を増やそうとしているが、仮に、供給を増やすことができても、「頭脳流出」が増える結果になる。おのずと、ミャンマーでのこれらの技術者の給与は高騰せざるを得ない。しかし、タイへの移民労働者の出稼ぎに関して言うと、その大半が3Dの単純労働に従事しているため、「頭脳流出」はほとんど問題とならない。

ミャンマーの出稼ぎ労働者の出発前、渡航中および滞在中のコストと帰国の際のコストは、通常途上国と比べると、高コストでリスクも高い。不法出国、不法滞在のため、ミャンマーの労働者とタイの雇用主をつなぐ民間のエージェントに法外な値段を払わざるを得ないためである。渡航も、違法出国のため、陸路で国境を超える際、さまざまなリスクに直面することが多い。両国の官憲や暴力団にゆすられたりすることもある。2008年4月には、ミャンマー人移民労働者54名がタイへ向かうトラックの中で窒息死した事件もあった。

空路での正規の出入国とタイやマレーシアでの合法的なステータスが得られれば、基本的に移民のコストを下げるのが可能になる。

3、結論

雇用機会とより高い収入を求め、またより良い教育の機会を求め、90年代半ば以降、若者が国外に出るようになり、その流れがより太い流れとなって現在に至っている。しかし、日本、韓国、シンガポールなどの先進国への移民は、多くが合法で問題は比較的少ないが、とりわけ、タイでは、国内の労働力がひっ迫し、ミャンマー人労働力を必要としているにもかかわらず、タイ政府が単純労働者の移民を認めなかったため、不法で入国し、タイで働くミャンマー人労働者が後を絶たず、約300万人と言う大量のミャンマー人移民のストックをタイは抱えることとなった。

彼らは不法であるがゆえに、タイで差別や虐待などの人権侵害を受けているにもかかわらず、ミャンマーの軍事政権は、いったん国外に出た移民労働者を、反体制で、あたかも「国を捨てた国民」とみなすかのように、彼らを保護したり支援をするようなことは一切なかった。しかし、タイへのミャンマー人移民労働者をめぐる環境はここ数年で大きく変わりつつある。タイがようやく不法滞在労働者の合法化に本腰を入れて取り組み始めた。また、ミャンマー政府も2009年以降、タイにいるミャンマー人移民の保護という方向に舵を切り始めた。ミャンマー人移民をミャンマーの経済発展に利用するという現実的な視点も政府は持つようになったように見える。移民のコストを削減し、ベネフィットを極大化するための包括的な政策が今、ミャンマーに求められている。(2014年9月18日記)

(参考文献)

伊藤路子 (2010)、「タイにおける移民労働者管理とその課題」、石田正美編『メコン地域 国境経済をみる』 アジア経済研究所、2010年3月

Premjai Vungsiriphisal (2013), “The socio-economic of Myanmar migrant in Thailand and contribution to development in Myanmar”, February 11, 2013

Hall, Andy (2012), “Myanmar and Migrant Workers Briefing and Recommendations”, Mahidol Migration Center, Institute for Population and Social Research Mahidol University Thailand, April 2012

Aree Jampaklay, Sirinan Kittisuksathit(2009),*Migrant Workers' Remittances : Cambodia, Lao PDR and Myanmar*, Institute for Population and Social Research, Mahidol University Thailand, 2009.

Huguet, Jerrold W., Aphichat Chamrathirong (2011), *Thailand Migration Report 2011*, IOM.

Assessing Potential Changes in the Migration patterns of Myanmar Migrants and their Impact on Thailand, IOM, Dec.2013